

女性に対する暴力専門調査会 2009（平成21）年9月28日 林 陽子

国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」の紹介

Handbook for Legislation on Violence against Women（国連・女性の地位向上部 Department for the Advancement of Women (DAW)作成）2009年

電子データは www.un.org/womenwatch/daw/ を参照。

1. 本ハンドブックの位置づけ

国連では2008年に事務総長が主導する女性に対する暴力（VAW）廃絶のためのキャンペーン（Unite to End VAW）が開始された。キャンペーンの目標のうちのひとつが、「2015年までに、すべての国連加盟国が、国際人権基準に沿ってVAWを処罰するための国内法を整備する」ことであり、これを援助するために国連女性の地位向上部（DAW）が作成したのが本ハンドブックである。過去20年間に各国でVAWへの立法は進んできたが、それらの法律はつねにモニターされる必要があり、かつ適切な資源が充てられるべきであること、多くの国ではいまだに加害者が処罰されておらず、被害者が法的手続の過程で二次的な被害を受けているので改善が必要である、という認識が作成の背後にある。

以下では本ハンドブックの項目に沿って要点を述べる（なお原文では「被害者」にあたる用語は survivor/complainant であり victim という用語は使用されていない）。

2. 国際人権基準

国際人権規約、女性差別撤廃条約などの国際人権法のほか、1997年の国連総会で採択されたVAW撤廃のためのモデル戦略に触れている（GA52/86）。同文書は以下の内容を含んでいる。

- ・ VAWを禁止するよう法律を改正すること。
- ・ 警察はVAW被害者のニーズを考慮すること。
- ・ 量刑にあたっては被害者へのインパクトを考慮すること。
- ・ 公判中およびその前後に被害者、証人を保護する措置をとること。
- ・ 警察および刑事司法関係者の研修を行うこと。

3. モデル枠組み

3. 1. 1. ジェンダーに基づく差別としてのVAW

立法は、VAWが女性への差別の一形態であることを認識し、女性差別撤廃条約（CEDAW）による女性差別の定義を盛り込むこと。

3. 1. 2. 包括的立法

立法は、予防・保護・被害者支援・加害者処罰を包含した包括的なものであること。

3. 1. 3. 複合差別

立法は、人種・皮膚の色・言語・宗教・政治的その他の信条・民族的または社会的出身・財産・婚姻上の地位・性的指向・HIV/AIDSへの罹患・移民また

は難民・障がいの有無にかかわらず、すべての女性を保護するものであり、必要な場合には、これら特定のグループに属する女性に焦点をあてた措置を採る。

3. 1. 4. ジェンダーに敏感な立法

立法は、ジェンダーをないものとして扱う（ジェンダー・ブラインド）ではなく、ジェンダーに敏感な（ジェンダー・センシティブ）なものであること。

3. 1. 5. 慣習法・宗教法と司法との関係

立法は、慣習法・宗教法と公式な司法制度との間に抵触がある場合は後者が優先することを明記すること。

3. 1. 6. 矛盾抵触する法律の改正

立法は他の分野（例えば離婚法・住居に関する法・社会保障法等）がV A W立法と矛盾する場合には、前者を改正する手続を規定すること。

3. 2. 履行

3. 2. 1. 国内行動計画（または戦略）

立法は、V A Wに関する国内行動計画（戦略）が存在しない場合はその計画の策定を義務づけること。行動計画には目標（ベンチマーク）と指標（インディケーター）を含むものとする。すでに行動計画が存在する場合は、それに言及がなされること。

3. 2. 2. 予算

立法は、その履行のための予算の割当てを義務づけ、以下の内容を含めること。

- ・ 政府に対して関連する活動の予算をつけることを一般的に義務づける
- ・ 専門検察チームのような特定の活動の予算を要求する
- ・ この分野で活動するNGOに対する予算を割り当てる

3. 2. 3. 公務員の研修および能力強化

立法は、公務員に対するV A Wの定期的かつ組織的な研修を義務づけること。研修はNGOおよびサービス提供者との緊密な連携の下で行われること。

3. 2. 4. 専門警察および検察ユニット

立法または法令は、V A Wに特化した警察・検察専門家のユニットを設け、適切な予算措置をとること。被害者は希望すれば女性の警察官・検察官を選べるものとする。

3. 2. 5. 特別法廷

立法は、V A W事件に関する迅速で効率的な運用を保障するためにV A W専門法廷を創設すること。専門法廷に配置される人員は特別の研修を受けること。

3. 2. 6. 議定書、指針、基準、規則

立法は、関連する大臣が、警察・検察・裁判所・保健サービス・教育部門等との連携の下に関連する指針、通達等を策定することを求めるものとする。これらの指針等は、立法が成立した後、一定の期間内に発効することを規定すること。

3. 2. 7. 施行までの時的制限

立法は、成立後、施行までの期間を明記すること。

3. 2. 8. 関連機関による不履行

立法は、規定に従わない関連機関に対する実効的な制裁を規定すること。

3. 3. モニタリングおよび評価

3. 3. 1. 履行を監視するための特定の機関

立法は、履行を監視し、その結果を国会に定期的に報告するための特定の省庁横断的なメカニズムを創設し、その予算措置を義務づけること。そのメカニズムは、情報の収集・分析、関係者（被害者、法曹三者、保護観察官、サービス提供者）から、法的サービスへのアクセス、救済の効果、特定のグループに属する（社会的弱者としての）女性にとっての障碍を聴取すること。必要な場合はVAW立法の改正を提案すること。

3. 3. 2. 統計データの収集

立法はVAWの原因および結果に関する定期的な統計をとることを国に求めること。統計は性、人種、年齢、民族的出身その他関連する特徴別に集計すること。

3. 4. 定義

3. 4. 1. VAWの形態の定義

立法は、あらゆる形態のVAWに適用されるものとする。これには以下のものを含む（制限列挙ではなく例示である）。

- ・ DV
 - ・ 性的暴力（性的侵襲 *sexual assault* およびセクシュアル・ハラスメントを含む）
 - ・ 有害な慣行（若年婚、強制結婚、女性性器切除、女の胎児の中絶、出生前の性別選択、処女テスト、HIV/AIDS罹患患者への迫害（クレンジング）、「名誉殺人」、硫酸による攻撃、ダウリなどの新婦の持参金に関連する犯罪、夫を亡くした女性に対する嫌がらせ、強制妊娠、魔女裁判
 - ・ VAWに関連する女性殺害（*femicide / feminicide*）
 - ・ 人身取引
 - ・ 性的奴隷制
- さらに、立法は特定の行為者による特定の状況においてなされるVAWを認識すべきである。例示すれば次のようなものである。
- ・ 家庭内でのVAW
 - ・ 地域社会でのVAW
 - ・ 紛争下でのVAW
 - ・ 国家により黙認されているVAW。例えば、警察での拘禁下や軍による暴力がこれに当たる。

3. 4. 2. DVの定義

3. 4. 2. 1. 包括的なDVの定義

立法は、DVが、肉体的・性的・心理的・経済的暴力を含むものであるという包括的な定義を採用すること。

3. 4. 2. 2. 法により保護される人的範囲

立法は、少なくとも次の範囲の人に適用されるべきである。

親密な関係にある（または、過去にあった）者。ここには、事実婚、同性の者、同居していなかった者を含む。

家族関係にあった者。

同一の世帯に属していた者。

3. 4. 3. 性的暴力の定義

3. 4. 3. 1. 強姦（夫婦間強姦を含む）を編入させる広い性的侵襲の定義

立法は、性的侵襲について次のような規定をおくべきである。

- ・ 強姦は、身体的な統合と性的自己決定権を侵害するものであると定義すること。
- ・ 現存する強姦罪と強制「わいせつ」罪とを、有害さの程度により等級づけされる、より広い性的侵襲の罪に置き換えること。
- ・ 一定の状況では刑を加重すること。例えば、被害者の年齢、加害者と被害者の関係、脅迫または暴力の利用、複数の加害者による犯行、被害者に与えた重大な身体的・精神的結果。
- ・ 性的侵襲が暴行または脅迫によりなされるべきものという要件および姦淫（性器の挿入）の要件を撤廃すること。さらに以下のような規定のいずれかを立法することにより、被害者の二次的被害を最小限にすること。
 - * 「あいまいでない自発的な合意」の存在および加害者が被害者の同意を確認したステップの証明を加害者に求めるか、または
 - * 当該行為が「強制的な状況」下で行われたことを要件とし、強制的な状況として広い範囲を定義すること。
- ・ 夫婦間強姦については明示の規定をおき、婚姻関係にあったということが弁護の理由にはならないことを明記すること。

3. 4. 3. 2. セクシュアルハラスメントの定義

立法は、セクシュアルハラスメントが差別の一形態であり、女性の健康と安全に関する人権を侵害するものと認識し、これを処罰すること。セクシュアル・ハラスメントの定義は、水平的・垂直的關係における、歓迎されない性的に動機づけられた（determined）言動であって、雇用・教育・サービスの提供・スポーツ・取引行為等での関係を含むこと。「歓迎されない、性的に動機づけられた言動」には、肉体的接触や勧誘、性的好意の要求、性的意味合いの言葉、あからさまな性的写真やポスターの掲示、その他あらゆる性的な性質を持つ言動を含む。

3. 5. 予防

3. 5. 1. VAWの予防措置

立法は、VAWの予防に優先順位を与え、意識昂揚活動、教育カリキュラム、メディアの意識改革に関する規定をおくこと。

3. 5. 2. 意識の昂揚

立法は、政府がVAWに関する一般の人々の意識昂揚キャンペーンへの支援と予算措置を義務付けること。

3. 5. 3. 教育カリキュラム

立法は、女性の人権とくに暴力からの自由について、すべてのレベルの学校教育において義務的な教育を行うものとし、関連するカリキュラムの作成にあたっては市民社会と協議をすること。

3. 5. 4. メディアの意識向上

立法は、ジャーナリストその他のメディア従事者のVAWに関する意識の向上を奨励すること。

3. 6. 被害者の保護、支援、援助

3. 6. 1. 包括的かつ統合された支援サービス

立法は、被害者およびその子どもに対して、包括的かつ統合された支援サービスを提供すること。とくに遠隔地にいる女性に配慮して、すべての人が同等のサービスにアクセスできるようにすること。可能であれば、以下の最低基準を満たすこと。

- * 24時間の無料電話相談サービス。
- * 人口1万人あたり1箇所のシェルター（長期滞在可能なもの）
- * 人口5万人あたり1箇所のカウンセリングおよび権利擁護センター。ここでは、適当な場合には、特定のグループに属する女性（たとえば移民女性、人身取引被害者等）に対して専門化した支援を行うこと。
- * 人口20万人あたり1箇所の強姦救援センター
- * 保健サービスへのアクセス（HIV/AIDSの予防を含む）

3. 6. 2. 強姦救援センター

立法は、国の予算により被害者が次のようなサービスにアクセスできることを保障すること。妊娠検査、緊急避妊措置、妊娠中絶、性行為感染症・怪我の治療、カウンセリング。このようなサービスは、被害者が警察に被害を申告したか否かに関わらず提供されること。

3. 6. 3. 雇用における支援

立法は、被害者の雇用上の権利を保護するものとし、被害者は差別や制裁を受けないこと（訳注：有給休暇を認めるスペインの例などが挙げられている）。

3. 6. 4. 住居の権利

立法は、大家が被害者であるテナントに明け渡しを求めたり、被害者の入居を拒絶することを禁止し、被害者に制裁なしで賃貸借を解約する権利を認めること。

3. 6. 5. 被害者に対する財政的支援

立法は、被害者のニーズに応えられるよう、効率的で迅速な財政的支援を提供すること。

3. 7. 移住女性

3. 7. 1. 立法は、被害者が被害申告をしたことにより、強制送還その他の懲罰的な制

裁を受けないこと、および被害者である移住女性が加害者に知られることなく合法的な在留資格を申請できるように規定すること。

3. 7. 2. 立法は、国際結婚を斡旋するブローカーによって入国する女性が成年に達していること、自らの自由意志で同意をしていること、被害にあった場合には離婚の権利があること等を規定すること。

3. 8. 取調べ

3. 8. 1. 警察官の義務

立法は、警察官の義務を規定すること。この義務には以下を含む。

- * すべてのVAWからの保護、支援要請に速やかに応えること。
- * VAWと他の犯罪を同じ優先順位で扱うこと。
- * 申告を受けた後、リスク評価をし、被害者が理解できる言葉で応答すること。

3. 8. 2. 検察官の義務

立法は、VAWを立件する責任は被害者ではなく検察官にあることを確認すること。被害者は、自己の権利、法的手続き、利用可能なサービス、公判の日時を含む詳細を知る権利、加害者が釈放されたときはそれを知る権利、検察官が事件を立件しない結論を出したときはその理由を説明される権利を持っていることを規定すること。

3. 8. 3. 積極的な逮捕・起訴政策

立法は、積極的な逮捕・起訴政策を採ること。

3. 9. 法的手続および証拠

3. 9. 1. 話し合いによる解決の禁止

立法は、法的手続中またはその開始前に、話し合いによる解決をすることを明示で禁止すること。

3. 9. 2. 迅速な手続の奨励

立法は、迅速な法的手続を規定すること。

3. 9. 3. 無料の法律扶助、通訳、法廷補助者

立法は、被害者が無料の法律扶助を受けられること、特に刑事手続において二次被害を避けるために法律扶助を受けられること、無料での法廷補助者（法廷への付き添い、仲介等）、中立の通訳者、翻訳者にアクセスする権利を規定する。

3. 9. 4. 法的手続における権利

立法は、法的手続きの過程において被害者の次の権利を保障する。

- * 法廷に出廷することなく、宣誓供述書や録音テープにより証拠を提出すること
- * 加害者と相対することなく出廷できること（ビデオリンク等）
- * 裁判所内で別々な入り口、待合室などが用意されること
- * 報道の制限がなされること。

3. 9. 5. 証拠収集、提出

立法は、適切な証拠の収集、提出を義務付けること。

3. 9. 6. 被害申告の遅延は不利益とはならないこと

立法は、裁判所が被害者が被害を申告することが遅かったことを被害者に不利益な証拠としてはならず、陪審員に対して裁判官はその旨を知らせること。

3. 9. 7. 性的暴力に関する法的手続からの差別的な要素の排除

3. 9. 7. 1. 補強証拠原則の排除

立法は、性的暴力事件に関して、以下のいずれかの方法により補強証拠原則を排除する。

- * 被害者の供述に対して補強証拠を求めることは違法であることを規定する。
- * 性的暴力事件に関しては被害者の供述に信用性があるとの推定をはたらかせる。
- * 性的暴力事件に関しては、被害者の供述の信用性は、他の事件と同様であるとの規定をする。

3. 9. 7. 2. 被害者の過去の性的履歴

立法は、被害者の過去の性的履歴を民事・刑事いずれの手続でも紹介してはならないことを規定する。

3. 9. 8. 「虚偽供述」の不処罰

立法は、「虚偽供述」を処罰する旨の規定を含まないこと。

3. 10. 保護命令（省略）

3. 11. 量刑

3. 11. 1. 犯罪の重大さと比例する量刑

立法は、VAWの深刻さと比例する量刑を規定すること。

3. 11. 2. 量刑の例外の排除

立法は、「名誉犯罪」における加害者の減刑または刑の免除、加害者が被害者と結婚した場合の刑の免除、被害者が特定の「タイプ」（たとえばセックスワーカーや処女ではない女性）に属することを刑の減輕事由にすることを排除すること。

3. 11. 3. 刑の加重

立法は、DVの再犯者、保護命令違反の累犯者への刑を加重すること。

3. 11. 4. 罰金刑への配慮

立法は、DV事案での罰金刑が被害者に経済的困難をもたらすのであれば科すべきではないこと、罰金刑を科す場合には保護観察との統合が必要であることを規定すること。

3. 11. 5. 被害者の原状回復および賠償

立法は、刑事判決が民事での損害賠償および原状回復を命じられること、しかし賠償命令は懲役刑に代替するものであってはならないこと、政府の予算による被害者賠償プログラムにより、被害者が公正な損害賠償を受領できることを規定すること。

3. 11. 6. 加害者プログラム

立法は、判決の中で加害者介入プログラムを命じることができることを規定すること。

3. 12. 民事訴訟

3. 12. 1. 加害者に対する民事訴訟

立法は、被害者が加害者に対して民事訴訟を提起できることを規定すること（夫その他の家族への提訴を禁じる条項を廃止すること）。

3. 1 2. 2. 第三者に対する民事訴訟

立法は、被害者が政府または個人・非政府機関がV A Wを予防し、調査し、処罰するための相当な注意を払わなかったことを理由に、これらのものを提訴できること、非差別原則および公民権法に基づく訴訟を提起できることを規定する。

3. 1 3. 家族法

立法は、V A W被害者の権利を保障するために家族法が改正されるべきことを規定すること（D V夫との離婚。住居に対する権利、社会保障の権利等の確保）

3. 1 4. 難民法

立法は、V A Wが難民法上の迫害を構成し、被害者は難民法上の「特定の社会的集団」にあたることを規定すること。